

子 発 0329 第 8 号
社 援 発 0329 第 36 号
令 和 3 年 3 月 29 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

放課後児童健全育成事業における第三者評価基準ガイドラインについて

放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）については、「総合的な放課後児童対策に向けて 社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会（中間とりまとめ）」（平成 30 年 7 月 27 日）において、第三者評価の導入が、放課後児童クラブの質の確保から重要な視点であるとされているところである。これを踏まえ、具体的な評価基準について、福祉サービス第三者評価事業の全国推進組織である社会福祉法人全国社会福祉協議会に設けられた「福祉サービスの質の向上推進委員会」において検討が行われ、今般、福祉サービスの質の向上推進委員会報告を踏まえ、別紙のとおり「放課後児童クラブ第三者評価基準ガイドライン」を策定したので通知する。

各都道府県においては、別紙に示した内容を十分に踏まえた上で、都道府県第三者評価推進組織、貴管内市町村（特別区を含む。）に周知の上、円滑な事業実施が図られるよう、ご配意願いたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

(別紙)

放課後児童クラブ第三者評価基準ガイドラインについて

1. 評価基準の項目数について

- 評価が円滑に実施されるよう、以下の通りとした。
共通評価基準 45項目
(下記2(2)に示している通り、評価基準32を評価外とする)
内容評価基準 18項目

2. 共通評価基準について

- 共通評価基準は、「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」(以下、「共通評価基準ガイドライン」という。)を基本とし、第三者評価の趣旨を変え
ることなく効果的に評価できるよう配慮して、下記のように整理した。
- 整理の結果、共通評価基準ガイドラインについては別添1-1、共通評価基
準ガイドラインにおける各項目の判断基準に関するガイドラインについ
ては、別添1-2の通りとする。

(1) 用語の置き換え

- 用語を複数示しているものは、評価項目の内容によって書き分けている
- 文脈によって用語を置き換えていない場合もある。

放課後児童クラブ版	共通評価基準ガイドライン
「放課後児童クラブ」	福祉施設・事業所(法人)、法人(福祉施設・事業所)
「子どもや保護者等」	利用者
「運営主体」	管理者
「育成支援の計画」	福祉サービス実施計画

(2) 評価外の取り扱いについて

- 共通評価基準ガイドラインにおける32Ⅲ-1-(2)-③(福祉施設・事業所の
変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行

っている。)は、放課後児童クラブにはそぐわないものとして、評価外とした。

3. 内容評価基準について

- 内容評価基準は、「放課後児童クラブ運営指針」(平成27年3月31日雇児発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に準拠した内容とし、内容評価基準ガイドラインについては別添2-1、内容評価基準ガイドラインにおける各項目の判断基準に関するガイドラインについては、別添2-2の通りとする。

- なお、放課後児童クラブの運営内容については、放課後児童クラブ運営指針に基づいた運営が期待されているため、評価調査者も同様に運営指針の内容を十分に理解したうえで評価を行うことが望まれる。